

## 今だけ 金だけ 会社の利益だけで 違法カルテル

かつて関西の消費者は、電気は関電から買うしかありませんでした。かかったコストに一定の率をかけて利益を認める総括原価方式で算出され、経済産業省の認可を受ける料金は、コストカットの必要がないため高止まりしていました。そこで競争原理が働く電力自由化制度が導入された結果、新たな電力会社が設立され、消費者は電力会社を選べるようになりました。

官公庁など大口の電力購入者は、入札で電力会社を選ぶようになり、安い料金を提示した電力会社が契約を勝ち取ることになりました。

関電は、中国電力管内などで営業活動をして契約を取りに行きました。しかし、しばらくすると競争入札を勝ち抜くために契約額が下がってうまみがないと判断し、中国電力、中部電力、九州電力にお互いのエリア内での競争を控える「不当な取引制限＝カルテル」を持ちかけて実施していました。

今回カルテルの対象になっていたのは、官公庁や高压電力の大口購入者の契約で、これがカルテルによって高い価格になっていたとしたら税金を払っている市民が間接的に被害を受けたこととなります。

しかし、外部から違法カルテルを指摘する声が届いた関電は、隠し通せないと判断して公正取引委員会に違反を自主申告しました。自ら犯罪を持ちかけながら、共犯者を出し抜いて自首したので、課徴金を免れることになりました。

一方、中国電力には 707 億 1586 万円、中部電力と販売子会社・中部電力ミライズに計 275 億 5590 万円、九州電力に 27 億 6223 万円という巨額の課徴金と排除措置命令が課せられています。

中国電力では責任を取って、6 月 28 日の株主総会で会長、社長が退任しました。一方、関電は、カルテル問題が表に出ていない今年の総会で、金品受領問題で辞任した岩根元社長の後任である森本前社長が、わ

ずか 2 年で退任していました。その森本前社長が、副社長だった 2018 年秋頃に他電力にカルテルを連絡した張本人だったのです。

関電は、2 代続けて社長が不祥事で引責辞任することを避けなければならないと、先手を打って昨年退任させたのでしょう。

許せないのは森本氏の処遇です。カルテル発覚後も 2 期目の社長を務めさせ、退任後は特別顧問に就任させて月額 300 万円の報酬を支払っていました。不正に手を染めた人物を厚遇する人事は、関電が金品受領問題で誓ったはずのコンプライアンス（法令順守）の徹底は、守る気のない口約束に過ぎなかったことを示しています。

多くの新電力が設立されましたが、円安やウクライナ危機による燃料高騰で苦戦を強いられています。関電は、子会社の関電送配電がもつ新電力契約者の情報を盗み見て、契約を取り返すための営業に利用する不正も行っていました。

電力自由化の監視役として電力・ガス取引監視等委員会が設けられていますが、ここが十分機能していなかったというのも問題です。新電力は自ら発電する分以外を卸売電力市場から調達して配電していますが、公正取引委員会は、大手電力に卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行って市場価格を引き上げることなどにより、新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたと指摘しています。監視等委員会は把握できていませんでした。

関電は、法令すらも無視して電力自由化をつぶし、かつてのエリア独占時代と同じような殿様商売をしたかったのでしょうか。カルテルで入札停止処分を受けたりした関電の損害を、関与した経営陣に求める株主代表訴訟を提訴し、不正を許さない闘いを始めました。(S)